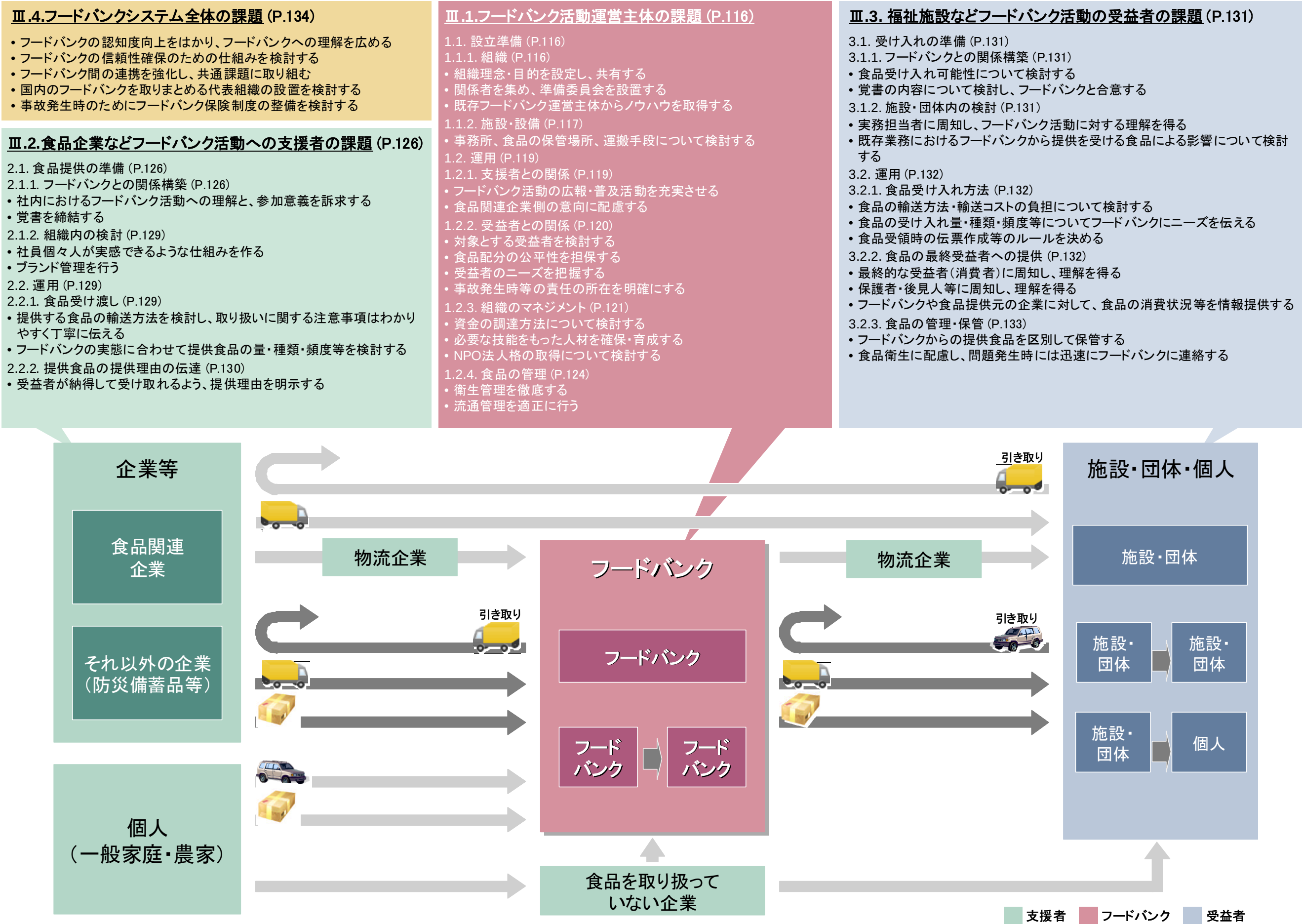


III. フードバンク活動の推進に当たっての論点整理

Ⅱ章で行った調査の結果、日本国内で行われているフードバンク活動の全体像は、添付1のように整理できる。ここでは、フードバンク活動を推進する上での課題を、フードバンク活動運営主体、食品関連企業などフードバンク活動への支援者、福祉施設などフードバンク活動の受益者それぞれの活動内容に即した形でとりまとめる。また、最後にフードバンク活動参加者それぞれの立場に寄らない、フードバンクシステム全体としての課題を取りまとめる。

添付1: フードバンク活動の実態と課題の取りまとめ



1. フードバンク活動運営主体の課題

1.1. 設立準備

1.1.1. 組織

フードバンクを設立するにあたっては、大きく分けて、既存の組織基盤を使ってフードバンク活動を始める方法と一から組織基盤をつくる方法の2つがある。前者の例としては、青森県での例のように県の社会福祉協議会とNPOとの共同運営や、大分県日田市のように商工会議所青年部が基盤となってフードバンク活動を行っている運営主体もある。このような既存の組織基盤を利用してフードバンク活動を行う場合、基盤となる組織の知名度、信用力やネットワークを活用することができるメリットがある。

一方で、2007年以降に立ち上がった各地のフードバンク運営主体のように、テレビ番組等で既存のフードバンク運営主体の活動の内容を知り、実績のあるフードバンク運営主体を尋ねて、ノウハウを学び、地元でフードバンク活動を立ち上げた例もある。

いずれの方法をとるにしても、これからフードバンク運営主体を立ち上げようとする場合には、(1)組織理念・目的の設定と共有、(2)準備委員会の設置、(3)既存フードバンク運営主体からのノウハウ取得を行うことが重要である。以下、それぞれについて説明する。

(1) 組織理念・目的の設定と共有

フードバンク活動には、食品や資金の提供をする企業・個人、ボランティア、及び食品の提供を受ける施設・団体・個人、行政機関、広くは一般消費者など、それぞれの立場から異なる視点を持った関係者が多数存在する。様々な期待やニーズがあるなかで、限られた資源をどのように活用していくかを決めていくためには、関係者間での意識共有が必要となってくる。そのためには、運営主体がフードバンク活動をどのような目的で何（誰）のために行われているのかを明確に示すことが重要である。例えば、運営主体の一つであるセカンドハーベスト・ジャパンでは、「全ての人に、食べ物を」をスローガンに、関係者及びメディアにもわかりやすく活動の趣旨を示しており、これが同組織、及びフードバンク活動の認知度の向上につながっている。

(2) 準備委員会の設置

準備委員会設置の目的は、フードバンク活動を始める前にまず、設立者、及び関係者間で(1)に示したフードバンク活動の理念・目的のほか、活動の範囲、取扱い食品の種類・内容、支援者・受益者の対象等の具体的な活動の範囲と内容についてあらかじめ合意しておくことにある。例えば、フードバンク活動の目的は、余剰食品の有効活用にあるのか、食べ物に困っている人たちに無料で食べ物を提供することにあるのか、その両方であるのか等、何のためにフードバンク活動を行うのかを確認しておけば、具体的な活動内容を決定する際の意思統一が容易となる。

この準備委員会では、フードバンク活動に関連する関係者を集めて、それぞれの視点からみた活動に際しての課題等を検討しておくことが重要である。関係者は立場によって異

なった期待や懸念を持っている場合が多いことから、食品や資金の提供を行う支援者、及び食品の提供を受ける受益者の双方が参加することが望ましい。支援者側とは、提供できる食品の種類、理由、量、頻度、運搬方法、提供に際しての条件等について確認し、必要となる施設・設備の規模や仕様、事務処理の内容等について、受益者側とは、必要とされる食品の種類、食品を実際に食べる対象者（子ども、成人、お年寄り等）、量、頻度、運搬方法、受け入れに際しての条件等について整理しておく必要がある。

また、準備委員会での協議がまとまった段階で地元保健所にも状況を報告し、必要な措置について確認し、衛生面についての体制・設備を整える、必要に応じて取り扱う食品を限定するなどして活動内容について事前に相談しておくことが必要となる。

(3) 既存フードバンク運営主体からのノウハウ取得

フードバンクの設立・運営にあたっては、国内には既に活動実績のある運営主体からノウハウを学び、人的ネットワークを築いておくことが重要である。近年日本各地で立ち上がったフードバンク運営主体のほとんどは、まず、実績のあるフードバンク運営主体に連絡を取り、実際に訪問してボランティアとして活動に参加するなどしてノウハウを学んでいた。

フードバンク運営主体の立ち上げから活動の維持・拡大に当たってのさまざまな課題について相談することができると共に、その運営主体が既に持つ支援者、受益者、その他の関係者のネットワークに加わることもできる。また、このネットワークを活用し、近隣の地域で同じようにフードバンク運営主体の立ち上げの検討が進んでいるような状況があるかを確認することもできる。

なお、本調査報告書第Ⅴ章には、参考事例集として国内でフードバンク活動を行っている運営主体を紹介している。

1.1.2. 施設・設備

フードバンク活動を始めるためには、基本的には、事務所、食品を保管する場所、食品を運搬する車両が必要となる。それぞれの用途と要件を

表 III-1 に示す。日本に比べて資金も潤沢で活動の規模が大きい欧米のフードバンクでは、これらの設備は最低限の条件として確保されている。

日本国内においては、例えば食品を保管する設備を持たないため、「在庫」を持たずに流通管理を行うなどの工夫をしてフードバンク活動を行っている例もある。このため、以下は必須条件ではないが、確保できれば、支援者、受益者にとってもより利用しやすくなる。これらの施設・設備を単独で確保することが難しい場合には、関連する団体等との共同利用等を行い、コストを低減することも考えられる。

表 III-1 フードバンク運営主体に必要な施設・設備

施設・設備	用途	要件
事務所	支援者、受益者その他の関係者との連絡窓口。 その他、食品の授受の記録、ボランティアの管理等の事務手続きを行う。	電話、FAX、パソコン、事務書類が整理できるスペース。
倉庫（食品保管場所）	提供を受けた食品を引取り、提供先に届けるまでの間、一時的に保管する。	食品を衛生的に保管できるような設備（換気、温度管理等）が必要となる。冷蔵品・冷凍品を扱う場合には、冷蔵庫・冷凍庫も必要。
運搬手段	食品の引取りと配達を行う。	乗用車でも運ぶことはできるが一定量の運搬のためには、屋根付きのトラック等が必要となる。また、冷蔵・冷凍品を扱う場合には冷蔵・冷凍車も必要。

1.2. 運用

1.2.1. 支援者との関係

(1) フードバンク活動の広報・普及啓発の充実

日本国内におけるフードバンク活動は、比較的新しい取り組みである。このことは、フードバンク活動の認知度が社会的にそれほど拡大・深化していないことと無関係ではないと考えられるが、一方でヒアリング調査及びアンケート調査の結果が示すとおり、食品関連企業においてあまり認知されていないことは、今後の活動の拡大やより一層の理解を得るといった活動の充実に向けてはまず対処すべき項目であると考えられる。

企業へのヒアリングの結果、フードバンク活動に関する新聞記事やテレビ報道を見たという担当者も一部あったが、それだけでは、フードバンク活動支援を検討するまでには至らないようである。一方で、企業活動におけるCSRについては年を経るごとに重要性が高まってきており、ヒアリングを通じてフードバンク活動を高く評価する担当者も少なくなかった。適切な情報が提供された場合、フードバンク活動の支援者となりえるポテンシャルを有しているとも考えられ、食品関連企業等の担当者に対する今後より一層の広報・普及啓発の充実が図られることが期待される。

(2) 食品関連企業側の意向への配慮

フードバンク活動の発展のためには、食品関連企業の協力・支援が不可欠である。現段階では(1)に記したとおり、活動に関する認知度が低いために、食品関連企業側の意向（こ

の場合、懸念等も含む)を確認し、そうした意向に配慮しながら活動を展開することも重要である。例えば、ヒアリング調査やアンケート調査において、企業としては品質保持や転売されないこと等が支援の条件として多く指摘されている。

食品関連企業側が、共通して有する（あるいは有すると見込まれる）意向については、あらかじめその対応方策を整理しておくことも必要である。食品関連企業の意向を踏まえた円滑なコミュニケーションにより、現在よりも成熟した関係構築が可能となると考えられる。

1.2.2. 受益者との関係

(1) 対象とする受益者の検討

フードバンクの対象となり得る施設・団体の種類は非常に多岐に及び、施設・団体のおかれている環境や食品へのニーズについても大きな差がある。フードバンクは初めに、「受益者」としてどのような施設・団体を対象とするかを検討する必要がある。

さらに、支援の対象が増えることに伴い事務量の増加やトラブルが発生することを懸念して個人に対して直接は提供を行っていないフードバンクも多いが、地域や組織の状況に応じてどのような食品の流通経路が適切かを十分に検討し、食品の提供先に応じたリスクにどのように対処するかも検討する必要がある。

(2) 食品配分の公平性の担保

フードバンクに対するヒアリング調査においては、「継続的に受け入れる施設・団体を重視する」といった傾向は見られたものの、フードバンクの多くが食品の提供先に関する明確な優先順位は持っていない。今後、食品の提供を拡大していく際には、どのような施設・団体に対して優先的に提供するかについて基準を設け、可能な限り公表することで公平性を担保することが重要である。施設・団体ごとの提供量や、提供を断った場合等においても、受益者が納得の出来る基準を示すことが望まれる。

例えば、食品の保管場所からの距離が近く輸送コストが少ない施設・団体を優先するという考え方や、給食機能のある施設・団体よりも施設・団体経由で個々人の家庭に提供できる施設・団体を優先する、といった考え方も考えられる。このように優先順位を検討するためにもフードバンクは、受益者施設・団体に対して提供を開始する際には、施設・団体の概要、運営状態について把握する必要がある。

(3) 受益者のニーズの把握

実際の食品の提供においては、可能な範囲で受益者側のニーズを把握していくことがフードバンクには求められる。受益者側のヒアリング調査においても、消費しきれない量や、外国製品などで使用方法がよくわからない食品、児童が苦手な食品等を受け入れたことがあるとの回答があった、食品が無償で善意により提供されているために、施設・団体側は食品の受入可否を細かく提示するのが困難な場合があると考えられるが、消費

可能な量や頻度、どうしても消費できない食品等の受益者側のニーズについては、出来る限り正確に把握し、お互いの認識の相違により新たな食品ロスが発生しないよう配慮する必要がある。

(4) 責任の明確化

多くのフードバンクが食品の提供開始時に契約書に相当する覚書を結んでいるが、提供した食品により食品衛生上の事故が生じた場合の責任については、明確となっていない場合もある。また、食品の提供にかかる輸送コストを、どちらが負担するかについても定められていない場合もある。現在は、担当者間の信頼関係が十分にあるために問題が起きていないが、今後フードバンクの活動を拡大し、より多数の施設・団体に対して提供を行っていくためには、責任や費用の分担について明確化し、文書により合意することでトラブルの発生を未然に防ぐことが望まれる。

1.2.3. 組織のマネジメント

(1) 資金

フードバンク活動には食品だけではなく、当然、運営のための資金が必要である。現在フードバンクの資金源としては、会員等からの年会費、寄付金や募金、地域振興財団や地方自治体からの助成金等である。スーパーの店頭に設置された募金箱に寄せられた募金を活動支援金として提供されたり、県の委託事業として受託された場合もある。

しかしながら現状は多くのフードバンクでは地方公共団体からの助成金や企業や個人からの寄付金が少なく、資金が不足している状況となっている。また、地方公共団体からの助成金は使い道をあらかじめ決めて申請するため、他の用途に使用出来ない点が不便であると指摘されている。欧米でも資金の不足は問題となっており、受益者である施設・団体や支援者である食品提供企業に一部負担を課している事例があった。

現在各フードバンクの資金の主な用途は、ガソリン代、高速料金、ボランティアの交通費、事務所・食品の保管場所の家賃、電話代、食糧を郵送するときの郵便代等である。

現在多くのフードバンクでは専属・有給のスタッフはおらず、ボランティアのみで構成されているので、有給のスタッフの確保のためにも資金は必要である。

また、現在配送はボランティア私有の自動車を使っている場合が多いが、フードバンク専用の自動車（特に冷蔵車）も必要である。取り扱い食品の幅や量を増やすためには、冷蔵庫や冷凍庫等の温度管理ができる保存場所、保管場所となる倉庫等も活動に必要である。

その他、広報のためにホームページやパンフレット等の媒体を作成することや、取り扱い食品のロジスティクスを管理するためのパソコンやシステムの導入も必要である。資金があればスタッフを対象とした食品衛生等の研修なども開催することができる。また、フードバンクで発生する作業を一部、食品の提供をしている障害者の方の作業所等へアルバイト作業等として委託することも考えられる。

このようにフードバンクへ提供される食品の充実はもちろんであるが、資金も充実するこ

とにより、フードバンクのスタッフの負担を軽減し、食品提供企業や施設・団体の安全安心につながる豊かなフードバンク活動を行うことができる。

(2) 人材

① 必要とされる知識・技能

フードバンクにとって必要な知識として、会計、法務、品質・安全管理、配送、広報、情報システムなどが考えられる。フードバンクは常時食品を扱うことから、食品衛生法や食品の取り扱いを定めた条例の対象となるが、これに対応するコンプライアンス知識を持った専門スタッフが必要である。温度管理や衛生管理については、専門知識が必要な場合もあるため、衛生面での専門知識を持った人材を育成することも必要である。

フードバンクが成長し、規模が大きくなるにつれ、企業同様、各分野について知識や経験を保有する人材が必要になると考えられる。現状では、人材が充実していないフードバンクもある。

イギリスの **FareShare** では、食品提供企業から信頼を獲得するため、食品企業が取得しているのと同じ **CMi** の認証を自主的に取得している。フランスやポーランドでは、食品企業が導入している食品の高度衛生管理手法である **HACCP** 手法を用いた食品衛生管理を行っている。食品企業がどのようなシステムの下で食品を管理し、どのような点に注意をしているのか、さらに食品企業が使用する用語等を理解できれば、フードバンクは企業と交渉しやすくなる。

このようにフードバンクが食品提供企業等の信頼を得るためには、法令や食品の管理について専門的知識を有する人材を有する組織である必要があろう。

② 人材の確保

現在多くのフードバンクでは専属・有給のスタッフはおらず、ボランティアのみで構成されている。ボランティアなので仕事が休みの土日に活動することが主で、仕事が忙しいときに参加できなくなるときもある。また、特にフードバンクの運営スタッフは非常に多忙となり、長時間ボランティア活動をする事となる。必要な人材を確保するため、また限られた時間帯だけではなく、連絡が取りやすい窓口となるためには重要なスタッフは有給であることが必要である。このことは企業のフードバンクへの信頼につながる。海外調査では、複数の国のフードバンクで会計、品質・安全管理、配送、広報、情報システムなど各部門で何名か有給のスタッフがいた。今後フードバンクが発展するためには有給のスタッフが必要であり、そのための資金も必要である。

③ 人材育成

ボランティア／スタッフ登録の際に講座を設けるなどして運営主体の活動の趣旨・目的等についての説明を行っている運営主体もあるが、その他は特に研修等の場は設けず、**OJT** (**On-the-Job Training**) による教育・トレーニングを行っている。

海外調査では、複数の国でフードバンクが食品衛生に関する教育・研修の機会を行って、食品事故への対応やリコールの手順など、スタッフへの知識の提供や訓練を行っていた。

また食品を車に載せて運ぶ際に腰を痛めたり、缶詰の端や割れたビンで怪我をするなどの労働安全面での配慮も必要となるが、例えばイギリスの **FareShare** では安全な作業を啓発するポスターがフードバンク内に貼られていた。安全な作業の仕方についても、スタッフへの啓発や研修が必要と思われる。



図 III-1 安全な作業を啓発するポスター³³

さらに、イギリスの **FareShare** ではフォークリフトを用いて食品の管理を行っており、フォークリフトの取り扱いに関する研修も行われていた。同フードバンクではボランティアがフードバンク活動を通してフォークリフトの資格を習得でき、職業訓練ともなっている。

今後、日本のフードバンクにおいても研修を充実させることにより、人材を集め、育てることが可能であるといえる。

(3) NPO 法人格の取得

現在日本のフードバンクには法人格を取得し、NPO 法人や認定 NPO 法人となっているところもある。日本では NPO 法人制度の下、NPO が簡易な手続きで法人格を取得できる

³³ イギリスのフードバンク **FareShare** にて撮影

ようになっており、法人格を持つと銀行口座の開設や事務所の賃借などを団体の名で行うことができるようになる³⁴。

また、認定 NPO 法人³⁵とは NPO 法人のうち、一定以上の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けているものである。認定 NPO 法人の認証を得ると NPO への一定金額以上の寄付に対して税の優遇措置を受けることが出来、認定 NPO 法人に対する税制上の措置もある³⁶。また、社会からの組織としての信頼性が高まると言われている。フードバンクが認定 NPO 法人となったことで、企業から提供される食品が増えたという事例があった。

フードバンクで取り扱う食品や現金、組織の人数が多くなったときに、管理が行き届いた組織とするため、また、企業や社会からの信頼を高め、個人や企業が寄付などの支援をしやすくするため、NPO 法人や認定 NPO 法人を設立し、運営主体となることが必要と考えられる。

1.2.4. 食品の管理

(1) 衛生管理

フードバンクは常時食品を扱うことから、食品衛生法や食品の取り扱いを定めた条例の対象となる。フードバンクで扱う食品について、フードバンクが保管・配送している間の品質保持のため、温度管理や衛生管理が重要である。

冷蔵庫や冷凍庫がないため、冷蔵品や冷凍品を受け取れないフードバンクがある。また、冷蔵機能を持つ配送車を持っているフードバンクはほとんどない。海外では施設・団体が食品を受け取りに来る場合、冷蔵車を持っていない施設・団体には冷蔵品を提供しないなど、厳重な管理をされている場合もある。

海外調査では複数の国において、フードバンクは食品を扱う企業と同じように行政の審査が入っていたことが分った。イギリスの FareShare では行政の審査はないが、企業からの信頼を高めるため自主的に食品企業が取得しているのと同じ認証 (CMi) を取得し、衛生管理として、フードバンクで冷蔵庫や冷凍庫の清掃回数や清掃方法を定め、定期的な清掃を行ったり、手洗いの啓発を行っていた。

このように食品企業と同様に手洗いや清掃などの衛生管理を行い、冷蔵庫・冷凍庫等の温度管理ができる保存施設を導入し、冷蔵車を用いた配送等しっかりした温度管理を行なうことで、企業のフードバンクへの信頼性がさらに向上すると思われる。

(2) 流通管理

保管設備を持たない運営主体では、「在庫」を持たない流通管理を行っている。具体的には、企業から食品提供連絡が入ると、提供を受ける食品の内容と数を確認、次に各提供先

³⁴ <http://www.npo-homepage.go.jp/about/npo.html>

³⁵ http://www.npo-homepage.go.jp/pdf/h21_nintei_4.pdf

³⁶ http://www.npo-homepage.go.jp/pdf/h21_nintei_5.pdf

施設・団体に連絡を取り、提供される食品のうち、必要な食品の種類と量を聞き、全ての要望を把握した後に提供される食品の配分を決めている。その配分をもとに、スタッフ（ボランティア）を手配し、提供元からスタッフがそれぞれ直接提供先の施設・団体に運搬するなどして対応しているが、短時間に提供先を決めたり、スタッフを招集しなければならず、負担が大きい状況にある。また、配りきれぬ量だけ企業から受け取り、施設・団体が消費しきれぬ量・保管できる量だけ配るようにフードバンクが経験をもとに配送を行っているが、今後フードバンクの規模が拡大した場合、施設・団体のニーズを全て把握するのが困難となることも考えられ、新しいシステムが必要となるだろう。

ほとんどのフードバンクでは食品の出入を伝票で管理したり、提供先の施設・団体から受け取りの証明を入手している。万が一食品事故やリコールが起きた場合、健康被害が出るのを防ぐために食品のトレーサビリティが確保・確立されていることは必須である。イギリスの **FareShare** では、ある企業が食品を提供できる条件としてリコールできる体制があることを挙げ、その企業とリコールの訓練を行なった場合もあった。

流通管理をきちんと行うことで食べきれず処分することになる食品を発生させず、配りきれぬ量だけ企業等から受け取り、消費しきれぬ量だけ施設・団体に配ることが重要である。

2. 食品企業などフードバンク活動への支援者の課題

2.1. 食品提供の準備

2.1.1. フードバンクとの関係構築

(1) フードバンクの社内認知の向上

フードバンクやその活動については、食品関連企業等においても認知度が低いことがアンケート調査で示された。したがって、フードバンクに食品を提供しようとする場合、まず、社内におけるフードバンク活動への理解と、自社が参加することの意義を訴求することが必要である。ヒアリング調査では、フードバンク支援のメリットとして、「社会貢献」、「もったいないという気持ちの醸成」、「廃棄物処理費用の削減」、「食品ロスの削減」、「イメージアップに繋がった」、「地域社会の安全・安心に繋がる」、「フードバンクに関わる他の企業との交流機会ができた」などが挙げられているが、これらの内容を参考に、自社が参加することのメリットは何かを良く検討し、社内で認められる必要がある。また、反対に、フードバンク活動に参加することのデメリットやリスクについても十分な検討を行うことはいうまでも無い。

上述のように社内での理解を訴求するためには、担当者が十分フードバンク活動を理解する必要があるが、そのためには、実際にフードバンクに話を聞き、活動に参加してみることが有用である。

(2) 覚書の締結

多くのフードバンクが契約書に相当する覚書を作成しており、提供を受ける食品に関する責任の範囲等について定めていることが本調査において明らかとなっている（この点については後述する受益者との関係でも同じである）。食品関連企業へのアンケート調査では、「トラブルが発生した場合の責任の所在があらかじめ明確化されること」や「提供した食品が転売されないこと」、「提供した食品の品質が保持されること」などがフードバンクを今後支援していくための必要条件として挙げられているが、これらの条件を含んだ覚書を締結することで、企業としては安心を得ることができる。覚書の呼称はフードバンクによって異なるが、実際に使われている雛形の例を図 III-2、図 III-3 に示す。

同 意 書

Second Harvest Japan (以下 2HJ とする)は多量の救援用食料品や家庭用製品を請願し、一方これらは貧困、不幸や幼い人々へ食料を提供する NPO 法人や非営利団体に提供される。食料品や家庭用製品といった貴方の寄贈品は、以下の規定に従って受け入れられます。

1. (転売・再販の禁止について)

2HJ は、貴方の寄贈品を転売しません。金銭、財産、事業サービスと交換しません。

2. (使用範囲について)

貴方の寄贈品はいわゆる 2HJ の非営利目的に関してのみ使用され、関連のない取引または事業収益を上げる 2HJ のいかなる活動にも使用されません。

3. 貴方の寄贈品は貧困、不幸や幼い人々の援助のためだけに 2HJ により使用されます。

貴方の寄贈財産の 2HJ からの提供先は非課税慈善団体もしくは法的に同等の地位のものです。

4. (食の品質の保証)

貴方の寄贈品は人による使用に適しており、適用のある関係法令に従っていなければなりません。

2HJ は食料製品の消費有効期限に関する法律や規則を含む寄贈品の取扱に関する適応され得る全ての法律や規則に従う責任を有します。2HJ は、寄贈品の提供先である非課税慈善団体等に対してもこれらの全ての法律や規則を遵守させる責任を負うものとします。

5. 2HJ は貴方の寄贈品に関する適切な記録を保持します。また、貴方からの希望に応じ、貴方の寄贈品について報告します。

6. (事故発生時の対応)

事故がおこった場合、全ての関係者によって行われる調査の結果に基づいて、適用のある関係法令に準じ、別途協議する。

7. 寄贈者による特定の追加指針、条件、制約：

合意日 2009 年 月 日

(2HJ) Second Harvest Japan

理事長

111-0053 東京都台東区浅草橋 4 丁目 5 番 1 号水田ビル 1 F

Tel/Fax : 03-3838-3827 E-mail :

Web: www.2hj.org

(寄贈者)

事業者名

署名者氏名

署名

図 III-2 覚書の例 1 (セカンドハーベスト・ジャパン 同意書)

食糧等の引き取りについての確認書

_____(以下甲という)と特定非営利活動法人フードバンク関西(以下乙という)は、甲の乙に対する食糧等の提供について次のとおり確認する。

第1条(当事者)

- 1 乙は食糧等の提供などの事業を通じて要支援生活者の生活の向上や明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする特定非営利活動法人である。
- 2 甲は乙の目的を理解しその事業を支援するため乙に対し食糧等を提供する法人あるいは団体である。

第2条(甲による食糧の提供)

- 1 甲は乙の希望を考慮して適当と認める方法で乙に対し食糧等は無償で提供する。提供される食糧は、食品として安全である事を条件とする。
- 2 乙は甲から受領した食糧等を適正に管理し、遅滞なく要支援生活者を支援する特定非営利活動法人、社会福祉施設あるいはそれと同等の非営利福祉活動を行う団体(以下「社会福祉施設等」という)に対し無償で提供する。
- 3 甲は食糧等の提供に関し、提供前の原因による食糧等の健康被害を生ずるような品質不良、変質、その他の瑕疵ある場合を除き、一切の責任を負わない。

第3条(乙による食糧等の利用)

- 1 乙は前条の食糧等について前条第2項記載以外の目的に利用せず、かつこれを受領する社会福祉施設等及び要支援生活者に対しいかなる金銭的若しくは経済的対価を要求しない。
- 2 乙は社会福祉施設等に対し前条第2項の食糧等についてこれを要支援生活者に対し無償で提供する以外の目的に利用せず、かつ社会福祉施設等の責任において同食糧等をその品質に応じ適正に選別・保存若しくは廃棄・調理して要支援生活者に提供するよう指導し必要に応じて報告を求める。

第4条(記録)

乙は甲から食糧等を受領するについて、受領する年月日、食糧若しくは物品の種類名、量、配分先について記録し、同記録を3年間保管する。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ各自1通宛を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地
法人名あるいは団体名

代表者 印

乙 所在地 兵庫県芦屋市呉川町1番15号
団体名 特定非営利活動法人フードバンク関西

代表者 理事長 印

図 III-3 覚書の例2 (フードバンク関西 確認書)

2.1.2. 組織内の検討

(1) 全社的な協力体制

食品関連企業等がフードバンクに食品を提供するに際しても、通常の食品製造・販売等と同様に、食品衛生法、JAS法、景品表示法、廃棄物処理法、消費者安全法等、様々な法律による規制等に対応する必要があり、全社的な協力体制を構築する必要がある。既に食品をフードバンクに提供している企業のヒアリング調査では、フードバンク活動に参加するボランティアを社内で募集したり、フードバンク活動の成果として食品提供先施設・団体等の手紙をイントラネットで公開したりしている例があるなど、フードバンク活動について、社員個々人が実感できるような仕組み作りが行われていたが、このような仕組み作りが全社的な協力体制の構築に役立っていると思われる。

(2) ブランド管理

ヒアリング調査の結果、現在フードバンクを通じて提供されている食品の中には、業務用の商品と一般消費者向け商品の両方があった。業務用商品の場合は内容量が多く、調理した形式で食品の提供が行われることが多いため、ブランド名が最終消費者個人の目に触れにくい。ところが、一般消費者向け商品は、ブランド名がパッケージに明示されていることが多く、最終消費者個人への提供時もパッケージのままの形態である場合がある。そのような商品については、企業からブランドイメージへの影響や正規品の価格への影響が懸念されている。このような理由から、既にフードバンクに食品を提供している企業では、食品提供時に「炊き出しでは使わない」など用途の制約を提示している例があった。また、フードバンクにおいても、企業からの提供品であることを明示するためにシールを貼る等の配慮を行っている場合があった。

現在のところ、フードバンクに提供される食品の量が限定されていることもあり、既にフードバンクを支援している企業からブランド管理について問題が発生したような指摘はなかったが、今後提供される食品が増えることを想定すると、企業から食品提供の際に要請されたの制約の要求事項の伝達漏れや、シールを貼るなどの業務負荷の増大の可能性があるため、ブランド管理についてはより確実でコストに見合った方法が検討される必要がある。

2.2. 運用

2.2.1. 食品受け渡し

(1) 食品の品質保持

食品関連企業等のアンケート調査において、「提供した食品の品質が保持されること」がフードバンクを今後支援していくための必要条件として挙げられている。しかしながら、フードバンクに対するヒアリング調査では、多くのフードバンクにおいて、資金不足から、車両や手段が確保できずに輸送に時間を要する場合があること、また、冷蔵・冷凍などの温度管理のできる保管設備や車両の確保が難しいことが非常に大きな課題となっているこ

とが指摘されており、今後取扱量が増えることを想定すると、品質保持は喫緊の課題になっているといえる。

これら課題の解決策として、既にフードバンクに食品を提供している企業のヒアリング調査では、支援の一環として施設・団体までの輸送を自ら実施しているケースが複数みられた。また、最近では物流企業が輸送部分に参加し、ボランティアに配送を行っている例があり、企業側のより積極的な対応も求められているところである。

さらに、現在のところ、フードバンクでの食品事故等は報告されておらず、特に問題は発生していないが、フードバンクの多くのボランティアスタッフの活動に支えられていること、また、今後の取扱量の増大に伴ってフードバンクでの貯蔵期間が延びる可能性があることを考えると、提供する食品の取り扱いに関する注意事項は提供企業側からわかりやすく丁寧に伝えることが望まれる。

(2) 提供食品の量・種類・頻度等の検討

施設・団体のヒアリング調査では、利用者の嗜好の問題で消費されずに残るものが出てしまう場合や、調理計画を立てているために提供された食材をメニューに組み込むことが難しい場合等、施設・団体や最終消費者のニーズと提供される食品とのマッチングの難しさが指摘されている。また、フードバンクのヒアリング調査から、特定の食品が大量に提供された場合にその需要先を見つけられないケースもあることがわかっている。

提供した食品が確実に有効活用されるためには、フードバンクや施設・団体のニーズや事情に十分に配慮する必要がある。例えば、既にフードバンクを支援している企業等のヒアリング調査では、あらかじめ提供できる食品のリストを見せてニーズのあるものだけを提供している例や、施設や食品の管理・保管に関しても設備の融通や出荷のタイミングを調整した管理などの工夫がある例があることがわかった。

支援する食品関連企業等としても、こうしたフードバンク側の実態を把握し、食品提供量や提供食品の種類を調整しながら支援することが必要である。

2.2.2. 提供食品の提供理由の伝達

フードバンクに提供した食品は、フードバンクを経て最終的には受益者（施設・団体の利用者）に渡るものである。この際、企業側としてこの食品はどのような理由で提供されたものであるのかを伝えたい事があれば、フードバンクの理念とともにそれが正確に伝わる事が重要である。この場合、単に情報を伝えるのではなく、その食品による受益者が納得して受け取れるように配慮することも重要である。また、こうした情報提供が確実になされることをフードバンクとも双方で協議・合意しながら進めていくことが、食品関連企業の社会的信用を維持し、より一層高める機会にも寄与すると考えられる。

3. 福祉施設などフードバンク活動の受益者の課題

3.1. 受け入れの準備

3.1.1. フードバンクとの関係構築

(1) 食品受け入れの検討

食品の提供を受けることは食品衛生や管理の問題から施設・団体にとって手間がかかる場合もあるため、食品の提供を申し出るフードバンクに対して、食品の状態、頻度、内容、受け渡しの方法、食品の用途等について確認した上で、提供を受ける可能性について広く検討することが望まれる。

(2) 覚書の締結

フードバンクへのヒアリング調査においては、食品を提供するフードバンク側から見た場合には、継続して食品を受け入れることが出来る施設・団体への提供をフードバンクが望んでいる場合もある。そのためフードバンクからの提供を受けるに際しては、1度限りの提供に終わらず、継続的な信頼関係を築けるように、受け入れに関して十分な話し合いと合意が必要となる。

多くのフードバンクが契約書に相当する覚書を作成しており、提供を受ける食品に関する責任の範囲等について定めていることも本調査においても明らかとなっている。施設・団体として覚書に新たな記載を望む事項がある場合には、フードバンクに申し入れる等し、覚書が形式的なものとならないように双方の検討と合意が必要である。

3.1.2. 施設・団体内の検討

(1) 実務担当者への周知

フードバンクからの食品の提供の受け入れの開始に際しては、施設・団体の代表者による合意だけでなく、栄養士、調理師をはじめとして現場職員の理解が欠かせない。フードバンクからの食品の提供は不定期である場合が多く、また品目も一定ではない場合が多い。このため、施設・団体の現場を受け持つ職員にとっては、食品の受け入れは時として新たな作業を発生させることとなるため、こうした点について考慮し、現場の職員のフードバンクの理念や仕組みに対する十分な理解を得ることが必要である。

(2) 実務への影響の検討

実際の提供を受ける際の業務については、組織内での検討が必要となる。「受け入れた食品をどのように施設・団体内で保管、提供するか」、また「急な食品の提供を受けた場合に、予定している献立に対する影響を許容できるか」、「提供を受けた食品は会計上どのように扱うか」等について予め検討を行った上で、受け入れを開始する必要がある。

本調査においてはフードバンクからの食品の提供を受けたことにより、既存の食品仕入れ先とトラブルが生じた事例は把握できなかったが、必要に応じて既存の仕入れ先に対してフードバンク活動に対する理解を得て、トラブルが生じないよう配慮する必要がある。

提供を受けた食品の会計上の扱いについては施設・団体の会計担当や税理士等に事前に相談し、提供を受ける量等を勘案してその取扱を事前に検討する。また、施設・団体が自治体からの補助金などを得ている場合には、食品の受け入れが既存の補助金の交付に影響を及ぼすか等についても必要に応じ確認する必要がある。

3.2. 運用

3.2.1. 食品受け入れ方法

(1) 食品の輸送方法の確認

食品の提供を受ける場合には、食品の種類、量、頻度、輸送方法等について、フードバンクと事前に検討を行う。フードバンクに各施設・団体への輸送能力がなく、施設・団体側が食品を受け取りに行かなければならない場合があることから、そのような場合には、施設・団体側が食品を受け取りにかかる輸送コストを負担できるか判断する必要がある。

(2) 食品受け入れ量・種類・頻度等の検討

食品の種類、量については、実際に消費可能な量を受け入れる事が重要である。消費できない量を受け入れた結果、廃棄する事になってしまうことのないようにしなければならない。また、やむを得ず消費仕切れない場合には、職員が消費するといった方法も考えられるが、事前にフードバンクに相談する必要がある。

(3) 食品受領時のルールの検討

食品を受け取る際には、多くのフードバンクが食品の種類、重さ、個数等について記した伝票を作成している。フードバンクからの食品の提供は無償ではあるが、いつどのような食品を受け取ったかを記録することは、お互いの責任関係を明確化し、食品のトレーサビリティを確保・確立するためにも重要であり、必ず行うべきである。

3.2.2. 食品の最終受益者への提供

(1) 最終的な受益者（消費者）への周知

フードバンクから提供を受けた食品を、施設・団体において最終的な受益者に提供する際には、フードバンクから提供を受けた食品であることを伝える必要がある。フードバンクの理念が誤って認識されてしまった場合には、フードバンクから提供を受けた食品に対して受益者が悪いイメージを持つ場合も考えられるため、形式的に伝える事に留まらず、フードバンクの理念や目的を正確に伝えることが重要である。

頻繁に受け入れを行っている場合には、事前に了解を得た上で個別には説明を行わない場合もあると考えられるが、問い合わせがあった場合には、どの食品がフードバンクから提供を受けたものか、常に回答できる必要がある。また、フードバンクから詳しい情報を得ている場合には、「企業から食品がフードバンクに提供された理由」についても最終受益者に伝えることができるとよい。

(2) 保護者・後見人・提供元企業等との関係

ヒアリング調査においては、施設・団体の受益者が児童や障害を持つ方の保護者の方や後見人の方に、入所時にフードバンクからの食品の提供について説明を行い、理解を求めている場合もあった。必要に応じて受益者の関係者に対しても説明が必要となる場合があることにも配慮を要する。

フードバンク及び、フードバンクに食品を提供する企業は最終的な受益者との直接の接点が多くない。そのため、フードバンクからの食品の提供に対する謝意を施設・団体として示すのみならず、最終受益者からの謝意を示す機会を設けることで、企業やフードバンクと最終受益者の間の信頼関係が醸成されることが望まれる。

3.2.3. 食品の管理・保管

(1) フードバンク提供食品の管理・保管

フードバンクから提供を受けた食品は、通常の食品と同様に適切に管理・保管する必要がある。また、管理・保管の過程ではフードバンクから提供を受けたものと、既存の仕入先から仕入れたものを区別できる状態としておくことが望ましい。フードバンク側で提供する食品にシールを貼るなどの配慮を行っている場合もあるが、施設・団体側で受け取り時にシールを貼る等の工夫を行うことも考えられる。このように食品の区別を行っておくことで、食品の提供を受けた際に立ち会っていない職員が見た場合でもフードバンクから提供を受けた食品を区別することが出来、最終受益者に提供する際にも確実に情報を伝えることが出来る。

(2) 品質管理上の問題への対応

フードバンクから提供を受けた食品は、品質確保に配慮して保管し、野菜等の生鮮食品の提供を受けた場合についても、その管理について十分に配慮する。万が一提供を受けた商品に品質上の問題があった場合には、覚書等において提供を受けた食品に関する責任が施設・団体側にある場合においても、速やかにフードバンクに報告し、原因や対応について協議するべきである。

なお、現在のフードバンク活動では賞味期限が切れた食品は扱われていないが、賞味期限が過ぎてもすぐに食品安全上の問題があるわけではない。今後、フードバンク活動において賞味期限切れの食品が発生した場合に、フードバンク、企業等、施設・団体の3者で協議し、その取り扱い等について検討していくことも必要であろう。

4. フードバンクシステム全体の課題

4.1. 認知度向上

現在のところ、フードバンク活動についての認知度は企業・一般市民ともに低い。しかしながら、企業等のアンケート調査においてフードバンク活動を支援できない理由として、「フードバンクの実態がよくわからない（情報が無い）」をあげている企業等が多く、このことが支援を開始するに当たって妨げとなっている。他方、各種メディアへの露出によって影響を受けて支援を始めたり、実際にフードバンクを立ち上げた例も複数あることが指摘されている。したがって、フードバンク活動への企業・個人等からの理解・支援を得るためには、まずは認知度の向上が非常に重要であると考えられる。

4.2. フードバンクの信頼性確保

調査結果で明らかになったように、食品を提供する企業等の支援者にとって、提供した食品が衛生上正しく扱われることや、転売などされずに食べ物を必要としている人に確実に届くことが保証されていることが重要である。しかし、現在、「フードバンク」の法的な定義等はなく、誰でもフードバンクを名乗った活動ができる状態となっている。このような状況においては、食品を提供する側にとっても提供される側にとっても、取引を開始しようとするフードバンクが信頼に足る組織であるかどうかを判断するのは難しく、取引開始の障害となる可能性がある。例えば、フードバンクの仕組みが確実に機能していることを担保する仕組みを検討することも必要である。

4.3. フードバンク間の連携

フードバンクの認知度向上と信頼性確保のためには、国内のフードバンク間での連携が重要となる。現在、国内のフードバンクは、それぞれのフードバンクが持つ理念や地域特性等に応じたフードバンク活動を展開しているが、共通課題も多く、フードバンク間で連携することでより効率的・効果的な解決策が考えられる場合もある。具体的には、ノウハウの共有や食品のやり取りといった実務的なレベルの連携から、フードバンクシステム全体が抱える課題についての社会への問題提起を連名で行うなどの取組みが考えられる。

4.4. 取りまとめ組織の設置

海外調査結果で明らかになったように、欧米諸国のフードバンクでは、各国にある取りまとめ組織の果たす役割が大きい。具体的には、国内のフードバンク活動の代表者として、行政、大企業、一般市民への普及活動を行い、業界団体のような役割を果たしている。このほか、フードバンク活動特有の課題である安定的な食品の確保という点においても、アメリカでの例のように、取りまとめ組織が全国規模の大企業と交渉し、大規模な食品調達を行って加盟フードバンク運営主体に提供したり、食品の配分調整を行うことも重要である。フードバンク活動に関連する行政、企業としてもフードバンクシステム全体に係るような内容について、個別のフードバンクに対応するより、窓口となる組織があれば効果的

に調整を行うことが可能となる。また、欧米諸国のフードバンク取りまとめ組織は、フードバンク間の交流やノウハウの共有を促しており、フードバンク運営主体の活動の質の向上についても大きな役割を担っている。日本においてもフードバンク活動の拡大・普及を進めるに当たり、取りまとめ組織の設立が必要になると考えられる。

4.5. フードバンク保険制度の整備

細心の注意を払っても不慮の事故は起きる。食品を扱っている以上、食品事故のリスクを完全に排除することはできない。これまでの国内のフードバンク活動において食品事故はまだ起こっていないが、起こった場合のためにもフードバンク活動に係る関係者を守るための保険制度の必要性が指摘されている。